

討論 2

基地村女性に対する国家責任と立法論

ウォン・ミンギョン弁護士

(民弁：女性人権委員会)

1. はじめに

基地村女性問題について、ずいぶん以前からセウムトをはじめとした諸団体が声を上げてきた。マスコミ<sup>1)</sup>が数年前から基地村女性問題に関心を持ち報道しはじめたときから、徐々に多くの国民たちが基地村女性の悲惨な現実を直視するようになった。

しかし本当にこの問題に責任のある国家は、基地村女性問題に対して目と耳を塞いでいるようだ。基地村女性問題についての一次的責任は国家にあるが、2次的には基地村女性が稼いだドルが起爆剤になった経済成長の恩恵を受けた国民にもあると考える。そのような点から、国民も基地村女性問題に対してもう少し責任をもった行動に出る必要があるだろう。現在、基地村では外国人女性が主になっているので、現行の性売買防止および被害者保護等に関する法律が外国人女性にも適用<sup>2)</sup>されることを前提に、本討論では高齢の基地村女性問題<sup>3)</sup>を主に扱おうと思う。

以下では、国家の基地村女性問題に対する責任の根拠を検討した後に、現行法解釈を通じた基地村女性問題の解決の可能性を検討し、立法という方向性について意見を提示しようと思う。

2. 旧・淪落行為等防止法<sup>4)</sup>違反による国家の賠償責任

韓国政府が基地村の軍隊性売買に直接介入し基地村女性を公式に管理した1970-80年代に適用されていた旧淪落行為等防止法の目的条項および個別条項に照らしてみれば、韓国政府のこのような行為が厳然として上記の法律に違反する行為であったことがよく理解できる。

<sup>1)</sup> ハンギョレ 21、695号「国家が抱え主だった」。2008.1.29

SBS それを知りたい「基地村ホルモン、誰が彼女らに烙印を押したのか?」、2006.10.21  
MBC2580 時事マガジン「基地村女性」、2005.7.10

<sup>2)</sup> 外国女性がエンターテイナーとして基地村に流入したのち性売買を強要されている現状にあって対策準備が切実だが、本討論では高齢の基地村女性問題に焦点を合わせようと思う。

<sup>3)</sup> 基地村女性問題についての具体的な内容と現在女性たちが直面している困難については発表文に詳しく言及したので討論文ではこの部分を省略することにする。

<sup>4)</sup> 制定 1961.11.9. 法律 771号

(1) 第1条「目的」違反の事実

旧・淪落行為等防止法（以下「同法」とする）は淪落行為を防止して国民の風紀浄化と人権の尊重に寄与することを目的に制定された法律であることは明らかだ。ところが国家は他の性売買政策もそうであったように基地村性売買に関連しても性売買を防止しようという最小限の努力をすどころか、むしろ国家主導で32個の基地村を設置・運営し、駐韓米軍の性病予防のために女性たちに対して定期的に性病検診を実施することで基地村性売買の活性化に直接的に寄与するなど同法に違反した。

(2) 第6条「媒介行為の禁止」違反の事実

同法によれば、「何人も淪落行為を誘引、または強要したり、その場所を提供することはできない」となっている。ところが国は、基地村で性売買が行われる事実をよく知っていたながら基地村女性の性売買が（性購買者である駐韓米軍の立場から）安定的に行われるように基地村地域の浄化事業を実施し管理した。国のこのような行為は、広義に基地村で行われる性売買の媒介行為であるという評価も可能だと思われる。1973年当時、韓米軍事委員会で韓国側委員長職を担っていたキム・キジョ博士は「当時米国が基地村女性の性病管理などを要求したので、数十回、平澤、義政府など米軍基地近隣のクラブを踏査した。朴正熙大統領が特別資金で直接義政府に基地村浄化事業として1億ウォンを支出したこともあった。当然に国家が皆さんを補償せねばならない」と証言<sup>5)</sup>したということだ。

(3) 第7条「保護指導所」違反の事実

1) 同法は保護指導所の設置の根拠および保護指導所の具体的な業務を規定しているが、その内容は以下のとおりである。

- ① 国家は淪落行為の常習者と、環境または性向から見て淪落行為をするようになる顕著な憂慮がある女子（以下、要保護女子とする）を善導保護するために保健社会部長官が指定する主要都市とその他必要な場所に保護指導所を設置する。
- ② 保護指導所は以下の各号の業務を行う。
  1. 要保護女子の身上、その他の問題に関してその相談に応ずること。
  2. 要保護女子の性格、家庭、またはその環境などに対して原因を探求し、必要な指導を行うこと
  3. 要保護女子の動態と分布状況などを常時、調査把握すること。
  4. 要保護女子の実情にそって必要だと認められるときには臨時に收容保護すること。
  5. 要保護女子に善良な職業を斡旋すること
  6. 要保護女子の実情にそって彼らの家族その他の縁故者のところへ帰還させる措置を行うこと

<sup>5)</sup> ハンソリ会22周年記念国際シンポジウム資料集34頁参照。ウ・スンドク（社団法人ヘッサル社会福社会代表）「平澤・安亭里基地村老女性たちの状況」。

7. その他善導保護事業の目的達成のために必要だと認められる業務

- ③ 保護指導所で行う業務は常に彼らの精神啓蒙に主眼を置き、相談に応じたり、調査、善導、保護などを行うときには温情と理解で接し、彼らをして親密感を抱かせるよう留意せねばならない。
  - ④ 保護指導所の設置とその組織、その他必要な事項は閣令で定める。
- 2) 保護指導所規定は性売買女性を対象としており人権侵害のおそれが高い規定だという批判を受けて当然だが、より大きな問題は国家が基地村にこの保護指導所を設置して基地村女性たちに別の生活の方法を案内しようという努力をまったくしなかったと思われることだ。国家はむしろ、非自律的に組織されて行政下部組織の役割を遂行した自治会組織を通じて性販売者の生活をいっそう強固にさせた。
- 3) 基地村に同法にもとづく保護指導所が設置されたかどうかまだ確認できていないが、かりに設置されたとしても国家が、基地村女性が米軍にきれいな体を提供するように持続的に管理し、米軍接待要領などを教育したという点から、保護指導所は法に規定された機能をまったく遂行できなかったものと判断される。
- 4) 上で検討したように、国家の1970-80年代基地村政策は同法に違反したものであったことは明白である。国家は国家の違法な行為によって性販売者として数十年を生きたあげくに「洋姫（西洋人相手の娼婦）」の烙印を押され心身ともに疲弊した基地村女性<sup>6)</sup>に対してどのような形式であろうと賠償をせねばならない。

### 3. 現行刑法解釈を通じた基地村女性問題の解決の可能性

イ. 性売買防止および被害者保護などに関する法律は、国家および地方自治体の責任を以下のように明示的に規定している。

#### 第3条 [国家などの責任]

- ① 国家および地方自治体は、性売買を防止し性売買被害者および性売る行為をした者（以下、『性売買被害者など』とする）の保護と自立の支援のために次の各号の事項に対する法的・制度的装置を準備し、必要な行政的・財政的措置をとらねばならない。
  1. 性売買、性売買斡旋などの行為、および性売買目的の人身売買を防止するための調査・研究・教育・広報
  2. 性売買被害者などの保護と自立を支援するための施設（外国人女性のための施設を含む）の設置・運営
- ② 国家は性売買目的の人身売買の防止のための国際協力の増進のために努力せねばならない。

<sup>6)</sup> 国家賠償請求の請求権者、請求権の時効問題などについては追加研究が必要だ。

- ロ. 国家および地方自治体は現在、基地村女性が最近性は売買行為をしていないことを理由に彼女らが必要とする各種の支援を拒否しているという。しかし、性売買防止および被害者保護などに関する法律は、あきらかに「性を売る行為をした者」を支援する対象と規定しており、目的規定でもはっきりと「性売買被害者および性を売る行為をした者の保護と自立の支援」が法の目的であることを明示している。

基地村の老女性たちは、国家の積極的な勧誘を受けて数十年のあいだ性売買をしてきたのであり、国家のきちんとした保護と自立支援サービスを受けられなかった末に、がけつぷちに立たされる人生を生きている。

国家が性売買被害者などに対する保護および支援をすることができる財政を備えた状況で、基地村の老女性たちが現在進行形の性売買女性ではないことを理由にこの法の保護と支援の対象から単純に排除していることは、この法の制定趣旨を忘れ去ることになるだろう。

したがって国家は他のどのような性売買被害者よりも国家の保護と支援が切実に必要とされている基地村の高齢女性をこれ以上無視してはならず、この法の制定趣旨と国家責任規定を積極的に解釈して彼女らに必要な保護と支援を実施せねばならないだろう。

#### 4. 立法という方向性についての小考

- イ. 基地村の高齢女性のほとんどが人生の終着点がそれほど遠くない人たちである。国家が、彼女らが切実に必要としている保護と支援を拒否している現在の状況では、結局訴訟を通じた解決を模索するほかない。しかし数年はかかる法的闘争が終わる前に彼女らの苦しい人生が終わりを迎えてしまうことがありうることから、立法的な決断が必要であり、もっとも実効性のある代案だと判断される。

- ロ. 基地村女性に対する保護と支援、そして生活安定と福祉増進のための支援法案を準備し、生計支援、医療支援、住居支援などを通じて基地村女性が当面の現実的な困難を克服できるようにすべきである。

私たちはすでに民主主義の発展と国民和合に寄与する目的で 5.18 民主化運動関連者やそのほかの民主化運動関連者などに対しても適切な補償と各種の生活支援金、医療支援金の支給についての法律を制定した経験がある。

- ハ. 基地村の形成・維持に関与した国家とこれを幫助した国民の責任、基地村女性の経済成長への寄与度<sup>7)</sup>などを勘案すれば、真の社会統合と基地村の高齢女性の苦痛に対する賠償の側面から、一日も早く基地村女性を支援しうる法律が制定されねばならないだろう。

<sup>7)</sup> 公務員たちは基地村を訪問するたびに、女性たちに対して「外貨の稼ぎ手」、「愛国者」とおだててきたという。